令和８年第１回清瀬市農業委員会議事録

令和８年１月２７日午後３時００分から午後３時４０分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催しました。

１　出席委員　　会　　長　第１０番　松村　俊夫
会長職務代理　第１２番　小寺　正明
第１番　齊藤　正樹　　第２番　小寺　一壽
第３番　村山　昇　　第４番　村野　和博
第５番　村野　正明　　第６番　森田　庄司
第７番　中村　正一　　第８番　新井　誠子
第９番　村山　孝　　第１１番　髙橋　将則
第１３番　坂間　和弘　　第１４番　土屋　俊治

２　議長　　松村　俊夫(会長)

３　書記　　遠田真史・吉冨貴晶・保原樹・山下航平

４　付議事項
（１）相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
（２）相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
（３）「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
（４）「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
（５）農地法第３条の規定による許可申請について
（６）農地法の届出について〔５条関係〕
（７）その他

議　長　　皆さん定刻になりましたので、令和８年第１回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。
本日は、委員１４名中１４名の出席となっております。会議規則第６条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。
第１１番の髙橋将則委員、第１３番の坂間和弘委員となっております。よろしくお願いいたします。

議　長　　議案第１号　相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局　　はい。こちらは農地を相続した場合、農業経営の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は１件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

［事務局より説明］

議　長　　報告を現地調査に行った土屋委員、齊藤委員よりお願いいたします。

齊藤委員　　１月１３日に土屋委員、事務局の保原さん、申請者と立ち会いのもと現地調査を実施しました。対象地はハウスが６棟ほどたっていました。ビニールのゴミが積んでありましたので口頭で注意いたしました。配電盤が対象地内にありましたが、農業用で問題ありません。草もなく、丁寧に管理されている様子が見えましたので問題ありません。

土屋委員　　１月１３日、齊藤委員、事務局の保原さん、申請者と現地調査を行いました。夏にはキュウリ、トマトを作付けする予定と聞いており、全量を直売所で売り切るほどのバイタリティーがある農業者であり、こまめに作業をされている様子を普段から目にしています。また、農業功労者として表彰もされていることから、問題ないと思います。

議　長　　ただいま担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委　員　　異議なし。

議　長　　それでは、承認させていただきます。

議　長　　議案第２号　相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局　　はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、３年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は５件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

［事務局より説明］

議　長　　只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
１件目、村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員　　１２月１２日に事務局の保原さんと現地調査を実施しました。農地は２カ所あり、その内１カ所は自宅横で、ユズ等の柑橘類と植木が栽培されていました。もう１カ所は植木が栽培されており、どちらの農地も適切に管理されていたので問題ないと考えます。

議　長　　２件目、村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員　　１２月１７日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。自宅側はブルーベリー、クリなどが作付けされています。その北側はビニールハウス、さらにその北側は露地でホウレンソウが作付けされていました。特に問題ないと思います。

議　長　　３件目、土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員　　調査時点では耕耘されていましたが、申請者は一人で耕作されており、限られた農作物しか作っていません。また、これまでも農地パトロールで指摘を受けている農地であることから、今後も注意が必要と考えます。

議　長　　４件目、村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員　　１月２０日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。農地は自宅裏にあり、南北に分かれています。南側の農地ではホウレンソウ、チンゲンサイなどが栽培されていました。北側の農

地ではソラマメ、タマネギなどが栽培されていました。作付けのない部分も綺麗に耕耘されており、問題ないと思います。

議　長　　５件目、髙橋委員よりお願いいたします。

髙橋委員　　事務局の山下さんと現地調査に行きました。調査した農地は２か所あります。１カ所目の農地は３筆に分かれており、ニンジンが栽培されておりました。空いている部分も雑草等はなく、きれいに管理されておりました。２か所目の農地は２筆に分かれており、作付けはないものの適切に管理されていました。特に問題ないと思います。

議　長　　只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

議　長　　３件目は、このまますぐに何か注意するべきでしょうか

土屋委員　　耕耘されたばかりの様子でした。現状は良いが、今後すぐにまた草が生える可能性はあります。

議　長　　農地パトロールの際は、確認を怠らないように事務局でも注視してください。

事務局　　承知しました。

議　長　　それでは承認させていただきます。

議　長　　議案第３号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査についてを議題とさせていただきます。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　　はい。こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は１件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

［事務局より説明］

議　長　　現地調査に行った村野正明委員より報告をお願いいたします。

村野正明委員　　１月１５日に借受人・貸付人立会いのもと、事務局の山下さんと現地調査を実施しました。対象地では自身で耕作をするエリアと農業体験を行うエリアに分けて営農します。農業体験については、借受人と関わりのある NPO 法人の会員を中心に募集をかけるとのことです。農作業歴が浅いため、農地の管理には注意していく必要があると思いますが、計画自体には問題がないと思います。

議　長　　只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

議　長　　対象地は長い間、草の管理が出来ていないということで繰り返し注意を受けていた場所なので、注意が必要かと思います。自宅のある西東京市から通うのでしょうか。

事務局　　関わりのあるＮＰＯ法人が清瀬市内に所在していることから、そこを拠点にして農地も利用されると思われます。

議　長　　未経験の方が使用するということで、運営状況には注意が必要かと思いますので、注意深く見ていきましょう。それでは、異議なしということで承認させていただきます。

議　長　　議案第４号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局　　はい。こちらは生産緑地の買取申出を行う場合、必要となる証明書になります。申請は１件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

［事務局より説明］

議　長　　こちらの買取申出事由は死亡でございます。何か質問はございますか。

委　員　　異議なし。

議　長　　それでは、異議なしということで承認させていただきます。

議　長　　議案第５号、「農地法第３条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、３条許可申請の議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局　　はい、それでは農地法第３条の規定による農地の権利移動に関する許可申請について説明いたします。申請は１件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。１２月８日から１月１３日までの受付分となっております。

［事務局より説明］

議　長　　現地調査に行った髙橋委員と村野正明委員より報告をお願いします。

髙橋委員　　１月１５日に村野正明農地部会長、事務局の山下さんと譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。隣地を譲受人が所有しており、経営規模を拡大したいとのことです。日頃から熱心に営農されている方ですので、問題ないと考えます。

村野正明委員　　いま、髙橋委員が述べられたとおりです。許可して差し支えないと考えます。

議　長　　只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はございますか。

委　員　　異議なし。

議　長　　それでは承認させていただきます。

議　長　　議案第６号、農地法に基づく届出「５条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第５条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局　　はい、それでは農地法第５条第１項第６号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は９件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。１２月８日から１月１３日までの受付分となっております。

［事務局より説明］

議　長　　只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。１番は相続人不明のため、相続財産清算人が選任されていた案件です。清算人が選任されるまでの間、農地の管理が行き届かずに雑草が繁茂していたこともありましたが、これで解決となります。

委　員　　異議なし。

議　長　　以上が５条の報告です。

議　長　　議案第７号、その他を議題とさせていただきます。
（１）会議の報告について

①北多摩北部地区農業委員会連合会理事会
令和８年１月６日（火）午後３時３０分より武蔵野市役所で行われました。参加者は私と事務局です。事務局長から報告をお願いします。

事務局長　　理事会では優秀農業経営者表彰に関する案件について審議をしました。その中で表彰式の際に配布する表彰者のプロフィールについて１点変更がございました。表彰調書につきまして営農面積を記入しておりましたが、表彰者のプロフィールにおいては営農面積を記載しないこととなりました。理事会の報告は以上です。

議　長　　②北多摩北部地区農業委員会検討会
令和８年１月２１日（水）午後１時３０分より東村山市Ｓ＆Ｄ市民センターで行われました。参加者は私と職務代理と事務局です。事務局長から報告をお願いします。

事務局長　　検討会の議題は２つありました。１つ目は東京都及び国へ提出する農業施策の要望内容についてです。各市の農業委員会会長及び会長職務代理から様々な意見が出ました。２月の農業者大会で要望の内容は発表されます。２つ目は各市の農業委員会の取り組み状況についてです。各市の事務局から農業委員会の活動状況や農業振興事業について報告がございました。検討会の報告は以上です。

議　長　（２）会議の日程について

①北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式
令和８年２月４日（水）午後１時３０分より武蔵野スイングホールで行われます。参加者は受賞者と私と会長職務代理と事務局です。

②第２回清瀬市農業委員会
令和８年２月２４日（火）午前９時００分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。

③第６７回東京都農業委員会・農業者大会
令和８年２月２４日（火）午後１時３０分よりプリモホールゆとろぎ（羽村市生涯学習センター）で行われます。参加者は受賞者と農業委員と事務局です。
以上が会議の日程でございます。
全体を通して質問等はございますか。

委　員　　特にありません。

事務局　　事務局はありません。

議　長　　特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理　　慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第１回清瀬市農業委員会を閉会致します。お疲れ様でした。